

緊急事態宣言中、「まん延防止等重点措置」適用地域に指定！

社民フォーラム市議団がコロナ対策で申し入れ！

新型コロナウイルス感染症が再拡大し医療体制もひっ迫していることを受け、「まん延防止等重点措置」が4月5日から宮城県に適用され、仙台市が対象となりました。

それに先立つ4月2日に、社民フォーラム市議団は郡和子仙台市長に対し、『新型コロナウイルス感染症対策及び市民のいのちと暮らしを守る施策の拡充に関する申し入れ』を提出しました。

感染拡大を抑え込んだ自治体に学びながらPCR検査体制の拡充、変異ウイルス株対策、医療崩壊を防ぐためにも専門病床の確保、地域経済への影響を避ける迅速な実効性のある支援策など、7課題20項目の施策



▲ 郡市長に申し入れをする市民フォーラム市議団。いのまた由美、石川けんじ、郡市長、辻隆一、小山勇朗、ひぐちのりこ(左から)を求めました。

郡市長は、要請をしっかりと受け止め、施策に活かしていくとの考えを示しました。

新型コロナウイルス感染症対策及び市民のいのちと暮らしを守る施策の拡充に関する申し入れ (一部省略)

1. PCR検査等の拡充について

- ① 感染拡大防止策の柱に感染者の早期発見を掲げ、とりわけ感染者周辺のPCR検査を無料で実施すること、及び検査待機機が発生しないよう体制の拡充を図ること。
- ② クラスタが発生しやすい、介護・福祉施設などの職員(エッセンシャルワーカー)・利用者の検査を徹底すること。
- ③ スクリーニング検査の拡充も含め変異株ウイルス対策を強化すること。とくに東北大学との連携などにより、ゲノム解析を拡充すること。

2. 医療機関の体制拡充について

- ① 誰もが安心して受診・治療が受けられる体制の強化を。
- ② 医療崩壊を招かないために、民間の医療機関も含めた役割・機能分担を図り、病床の確保に努めること。
- ③ 感染拡大防止策、医療設備・機器整備など医療機関への支援策を拡充すること。
- ④ 医療従事者が安心して働けるよう慰労金を支給すること。

3. 経営困難事業者への支援について

- ① 経営が困難となった中小零細企業へのさらなる支援策を。
- ② 飲食店等時短要請への協力金、収入減少事業者への支援金については、一律の考えを改め、収入、家賃の規模、従業員数に応じた支給方法などを明確にして実施すること。
- ③ 収入減となった農業生産者への支援策のあり方について、その明確化などを国に求め、周知を図ること。

4. 雇用対策の拡充について

- ① 本市のコロナ禍の雇用状況について情報を把握し公表を。
- ② 雇用の安定化を図るため、解雇・雇い止め、派遣切りを行わ

ないよう各方面に求め、指導を行うこと。また、業務削減などにより雇用調整助成金支給の対象外となる方への支援策を国に求めること。

5. 市民生活への適切な対応について

- ① 新型コロナウイルス感染者および新型コロナウイルスワクチン非接種者等に対する差別が生じることがないように対策を講じること。
- ② 未就学児、障がい者、要介護者家庭等に対し、必要な対策を講ずること。
- ③ コロナ下においてとりわけ困難な状況となった非正規労働者、女性、ひとり親、未成年者、学生、高齢者、LGBTQ、DV等被害者に対する対策を速やかに講ずること。
- ④ 給付金等の支給について、世帯主に行ったことにより個別に届かなかった例も踏まえ、個人への支給とし、国にも求めること。

6. 公共交通への支援について

- ① バスやタクシーなど公共交通への支援策のさらなる拡充。

7. その他

- ① 4月11日までの県・市の緊急事態宣言の解除について、基準・目安を設け、適切に市民に公表すること。
- ② Go To イートも含めGo To キャンペーンについて、国との調整を図りながらその有り様について再検討すること。
- ③ 緊急事態宣言解除後の本市のイベントの実施には感染症拡大防止の観点から慎重な対応を図ること。

「まん延防止等重点措置」指定を受け、 市議会災害対策会議を開催

仙台市が「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に指定され、施行日となった4月5日に第8回市議会災害対策会議が全議員参加の下開催されました。

市長及び担当局長より経過と本市が取り組むべき内容等が報告された後、各会派代表からの質疑が行われました。

社民フォーラム市議団は、石川けんじ議員（写真左上）が質疑に立ちました。まず、この間の感染者急増は飲食店以外でも発生しており、これまでの対策の検証と全世代での拡大防止策を求めました。また、PCR検査の拡充、変異ウイルス株対策について、東北大学と連携したゲノム解析を急ぐべきと質しました。仙台医療圏の病床使用率がひっ迫していることから、公的及び民間医療機関との役割・機能分担による専用病床の確保策も求めました。



さらに、5月に予定されているハーフマラソン、青葉まつり、聖火リレーなどのイベントについて早期に決断すべきこと（その後、ハーフマラソン、青葉祭りについては中止が決定）、市民の協力なしではコロナ禍の収束は期待できないことから、組織として市民に寄り添う姿勢を強く求めました。

「まん延防止等重点措置」実施区域における要請内容

◆飲食店への営業時間短縮要請

◇期間

令和3年4月5日(月)午後8時～5月6日(木)午前5時

◇対象施設

食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店

◇その他の要請(特措法に基づくもの)

- ・マスク会食の実施、応じない利用者の入場禁止
- ・アクリル板の設置等
- ・従業員への検査勧奨、発熱等有症状者の入場止、手指消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等
- ・CO₂センサーの設置
- ・カラオケ設備の利用自粛

◇イベント開催への要請

◇期間 4月5日～5月5日

◇大声での歓声・声援のないもの

(クラシック音楽コンサート、演劇・舞踊・伝統芸能、展示会等) 収容率 100%以内

◇大声での歓声・声援が想定されるもの

(ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、ライブハウスイベント等) 収容率 50%以内
☆いずれも5,000人以下の人数制限

◆その他の施設への協力依頼

(特措法に基づかない任意の協力のお願い)

◇対象施設

- ・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館または

- ・演芸場 ・集会場または公会堂、展示場 ・博物館、美術館または図書館 ・ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る) ・遊興施設
- ・生活必需・物資、物品販売業を営む店舗、生活必需・サービスを除くサービス業を営む店舗(いずれも1,000㎡超)

ワクチン接種事業



(1) 接種券の送付

- ・対象者は令和3年度中に65歳以上になる方
- ・3月31日に送付
- ・送付件数は約27万件

(2) 当面の対応

- ・ワクチン供給量が限定的のため、個別接種(かかりつけ医等)及び集団接種(市民センター等)は見送り
- ・クラスター発生抑制や重症化リスク低減のため、特別養護老人ホームから実施
- ・対象施設・数 65か所、入所者約4,800人、施設従事者約5,000人

(3) 供給見込み

- ・4月中に約2,000回分、5月以降は未定
- ・個別接種・集団接種の開始時期は、供給量で判断

県民への要請 (宮城県内全域)

- 不要不急の外出や移動を自粛すること
- 県外との不要不急の往来は自粛すること
- 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できる限り行かないようにすること。
- 多人数での旅行は自粛・延期し、家族・友人との少人数の旅行も、慎重に判断すること
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに

- に出入りしないこと(特措法第31条の6第2項)
- 飲送迎会・新歓コンパ・飲食を伴う謝恩会や花見などの開催を自粛すること
- 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店の利用を自粛すること
- 飲酒を伴う多人数や長時間に及ぶ会食を自粛すること・会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること
- 飲食店の求める感染防止策へ積極的に協力すること

営業時間短縮の協力要請に伴う協力金の支給内容

中小企業者 **A** または **B** のいずれかを選択可能

A 売上高による方法

前年度または前々年度の1日当たり売上高が

- | | | |
|---------------------------------|------------|--------------|
| ① 10万円以内の場合 | 4万円/日×31日 | 計124万円 |
| ② 10～25万円の場合 (1日当たりの売上高の4割)×31日 | | 計124万円～310万円 |
| ③ 25万円以上の場合 | 10万円/日×31日 | 計310万円 |

B 売上高減少額による方法 (売上減少額が大きい中小企業者の方)

(前年度または前々年度と今年度を比較した

- 1日当たりの売上高の減少額)×4割×31日
(上限:1日当たり20万円 計:最大620万円)

大企業 売上高減少額による方法

(前年度または前々年度のと今年度を比較した1日当たりの売上高の減少額)×4割×31日

(上限:1日当たり20万円 計:最大620万円)

※ 時短要請期間が短縮された場合、短縮後の日数に応じて支給額も変更

★支給手続き 要請期間終了後、速やかに受付開始

★予算案 153.5億円程度

※ 営業時間短縮の協力要請以外の事業者向けの支援金も拡充されました。詳しくは仙台市ホームページで。

仙台市の主な対応施策

★PCR検査等の充実

- ・入所型の高齢者施設等の職員の検査
- ・感染拡大を早期に探知できると想定される場所のモニタリング調査(国・県・市で4月中実施を協議中)
- ・歓楽街等の飲食店従業員対象の集中的検査
- ・変異株の発生対応(衛生研究所で検体検査)

★宿泊容量施設・保健所体制強化

- ・保健所・支所の人員強化(感染症対策担当職員4月1日より47名増員して129名)、他県等からの応援
- ・宿泊療養施設の増(4/2現在市内3か所650室確保、441人が療養中)、4月上旬に4か所目を確保



▲ 自宅療養支援パック(イメージ)

★市主催行事の延期等の検討

- ・直近に予定されている行事・催物の中止・延期
- ・行事・催物の開催の場合の規模縮小や感染防止策

★市民利用施設等の対応

- ・市民センター等市民利用施設の休館等の継続
- ・福祉施設の設置者・従業員に対しての感染者の早期探知や感染防止策の徹底の周知、利用者・保護者等への対応
- ・サーマルカメラの活用 等々

★学校における対応

- ・入学式等の行事は、参加者の限定や式典内容を精選の上、感染防止策を徹底
- ・部活動における感染防止策の徹底、「まん延防止策等重点措置」期間中の他校との練習試合等の自粛
- ・学校を活動場所とする各種生涯学習事業(施設開放事業、社会学級等)の休止

新型コロナウイルス感染症

受診・相談センター(コールセンター)

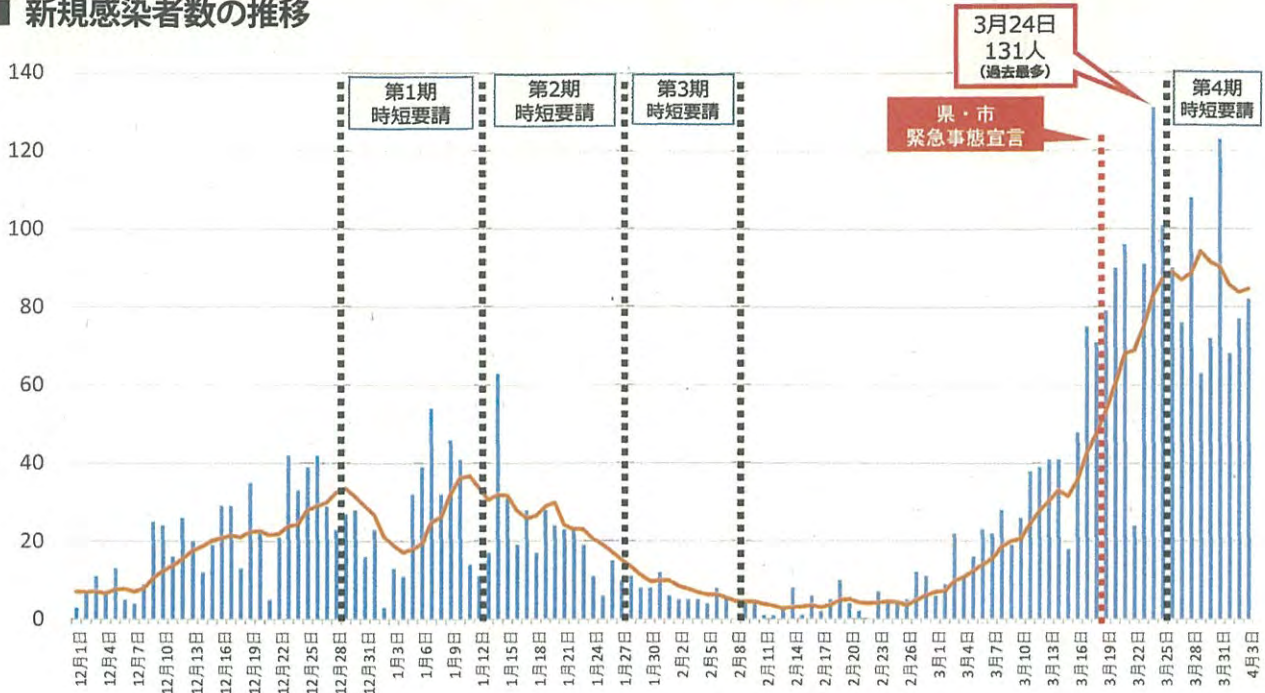
☎ 022-398-9211

聴覚や言語に障害のある方は

FAX 022-200-2965

24時間受付

■ 新規感染者数の推移



- ・ グラフは12月1日から4月3日まで（公表日ベース）【折れ線は7日間移動平均】
- ・ 新規感染者数は1月下旬以降減少に転じたが、2月下旬以降急増。3月は月間最多。

12月（12月1日～31日）：634人 2月（2月1日～28日）：134人
 1月（1月1日～31日）：692人 3月（3月1日～31日）：1,697人

【参考】宮城県の医療提供体制状況（令和3年4月4日公表）

区分	全入院者（令和3年4月3日）	うち重傷者（令和3年4月3日）
利用率	67.6%	36.0%
実績（使用病床数）	190床	9床
母数（確保病床数）	281床	25床

※宮城県ホームページより・確保病床：各医療機関から報告のあった現時点で確保している病床

区分		感染状況指標	現在の数値 令和3年4月3日	ステージⅢ の指標	ステージⅣ の指標
医療提供体制 (病床のひっ迫具合)	全入院者	①確保病床利用率	55.1%	25%	—
		②確保想定病床利用率	42.2%	20%	50%
	重症患者	①確保病床利用率	20.9%	25%	—
		②確保想定病床利用率	13.8%	20%	50%

※宮城県ホームページより・確保病床：現時点で医療機関と調整を行い、確保している病床
 ・確保想定病床：ピーク時に向けて確保することとしている病床

社民フォーラム市議団



辻 隆一（宮城野区）



石川けんじ（泉区）



小山 勇朗（太白区）



ひぐちのりこ（青葉区）



いのまた由美（太白区）